

保護者各位

社会福祉法人 二希会
アイリス保育園
園長 前島 未希

アイリス保育園におけるアレルギー対応について

(お願い)

アレルギー疾患により保育生活上、特別な注意が必要な場合は、次の内容に関して、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

1. アレルギー疾患生活管理指導表の提出について

- (1) 給食での食物除去やアナフィラキシー対応など特別な保育が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。なお、指導表作成にかかる必要な経費については、保護者負担でお願いします。
- (2) アレルギー疾患生活管理指導表に基づかない保育や食品除去は、お受けできません。
※「アレルギー疾患生活管理指導表」、「食物アレルギー対応給食申請書」、「除去依頼書」の3点をご提出なさるまでは、給食提供はできませんので、お弁当の持参をお願いします。
- (3) アレルギー疾患による特別な保育・給食を継続している期間は、医師の指示によりますがおおむね6ヶ月に1回、最低1年に1回、生活管理指導表の提出をお願いします。

2. 給食対応について

- (1) 一般の給食材料での範囲内として「除去食」での対応となります。
- (2) 特別な別メニューとしての「代替食」については、基本的には行っていません。ただし、代替材料(「プリン」「ヨーグルト」の代わりに「ゼリー」など)にて、一部、調理し提供させていただく場合もあります。また、ご家庭からの代替物質(食材料)の持込は、ご遠慮ください。
- (3) 給食での除去は、「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応します。ただし、調味料や注意喚起表示の加工食品の除去については、生活管理指導表により摂取不可の場合のみ、除去対応します。
- (4) 微量なアレルギーで発症するアナフィラキシー症状のある場合は、給食対応ができません。お弁当の持参をお願いします。
- (5) 食物除去の解除は、保護者記載の書面申請(「除去解除申請書」となります。解除の際は、提出をお願いします。
- (6) 毎月の献立表に除去する食品の印をつけてチェックし、期日までに担任の保育士へお渡しください。
- (7) 除去することにより栄養価が不足する場合は、家庭の食事で補うよう配慮をお願いします。
- (8) 子どもの健康状態を毎日把握し、状況に応じて担任の保育士に報告してください。体調不良の場合にはアレルギー症状を引き起こしやすいので注意が必要です。

3. お弁当を持参なさる場合は、次の点に注意してください。

- (1)材料は新鮮なものを使い、当日によく火を通し、さましてから容器に入れてください。
- (2)味付けは濃すぎないように注意してください。
- (3)料理形態や量が、保育園の献立に似ている方が望ましい。(できる範囲でお願いします。)
- (4)お弁当の受け渡しは、保育園と調整した方法にそって実施してください。

4. 緊急時等に備えた処方薬をお預かりする場合について

- (1)お預かりする薬は、アレルギー疾患を診察している主治医が処方した薬に限ります。
- (2)薬をお預かりする場合は、処方日、有効期限等について確認させていただきます。
- (3)毎日、毎食服用する薬の場合は、1回分の服用量が一目でわかるように分割するなどし、お預けください。
- (4)薬の容器や袋に、お子さんの名前を書いてください。
- (5)緊急時に備えた処方薬として、「エピペン」をお預かりする場合は、主治医・保護者・保育所の三者で、状況確認のための話し合いをさせていただきますので、ご協力をお願いします。
- (6)当園所定の『投薬願』に必要事項をご記入ください。

5. その他(情報管理について)

- (1)園における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、生活管理指導表および緊急時個別対応票の内容等、お預かりした情報は、園の職員全員で共有させていただきます。ご了承ください。

以上